

## 4 ばい煙発生施設届出の種類

### 1. ばい煙発生施設を新たに設置しようとする場合（設置届）

- ．．．．．設置の工事の着手の60日前までに届出  
(法第6条第1項／県条例第13条第1項)

※総排ガス量1万 $\text{m}^3\text{N}/\text{時}$ 以上の特定事業場は事前協議が必要になります。工事着手の90日前までに届出（事前協議の欄参照：県条例第10条）

### 2. ばい煙発生施設の構造等に変更を加えようとする場合（変更届）

- ①ばい煙発生施設の構造
- ②使用の方法、ばい煙処理の方法
- ③燃料の変更等

- ．．．．．工事や変更の着手の60日前までに届出  
(法第8条第1項／県条例第15条第1項)

#### 【実施制限期間】

上記1, 2に該当する届出の場合は、届出受理日の翌日から起算して60日間（実施制限期間）は、当該届出に係る工事や変更に着手してはなりません。

(法第10条第1項／県条例17条第1項)

なお、排ガス処理施設の更新や増強等、大気汚染防止上有効な措置を単独で実施する場合は、実施制限期間の短縮を認める場合もあります。

ばい煙発生施設・処理施設等に変更がある場合は、その計画等が決まり次第、早い段階で環境保全課までご相談下さい。

### 3. 氏名や名称等を変更した場合（氏名等変更届）

- ①届出者（法人）の氏名（名称）
  - ②届出者（法人）の住所（所在地）
  - ③法人代表者の氏名．．．．．※工場長等の変更は届出の必要がありません。
  - ④当該事業場の名称や所在地
- ．．．．．変更後30日以内に届出  
(法第11条／県条例第18条)

